

2024年度須坂市立小中学校オンライン国際交流事業委託業務仕様書

本仕様書は、須坂市教育委員会 教育長 勝山幸則(以下、甲と称す)と事業者(以下、乙と称す)との間で締結する小中学校オンライン国際交流事業委託業務の内容等の細則について定めることを目的とする。

1. 委託業務の名称

2024年度須坂市立小中学校オンライン国際交流事業委託業務

2. 事業の目的

市内小学校5年生の児童において、3学期の授業内で英語を使って自分の行きたい国や自分の住んでいる国を紹介する授業の中で、直接海外の方と英語でやり取りをすることで、英語が使えるようになることの醍醐味を感じ、6年生・中学生になってからの英語学習への意欲を高めるため。また、中学生においては、将来を見据えて英語学習に力を入れている生徒が多い中、オンラインで海外在住の方と交流することで、英語の力を磨き、さらなる学習意欲や海外への興味を高めるため。

3. 委託業務の内容

(ア) オンライン交流プログラムの企画及び実施

小 学 校	
対 象 学 年	小学校5年生
実 施 場 所	市内小学校 教室
実 施 期 間	3学期中(2月中旬～3月中旬)
実 施 時 間	45分間(授業時間)
使用教科書	CROWN Jr.⑤
単 元	JUMP 3 You can swim in January. おすすめの場所の魅力を伝えよう。
学級毎に、単元の授業時数の中で実施する。交流する英語話者については日本の小学生の英語のレベルにあわせてコミュニケーションができ、子どもに理解のある者とする。児童は少人数グループに分かれ、映像、絵、写真等を活用しながら日本または外国の好きな場所・おすすめのものについて英語で紹介し、それに対するやりとりを行う。また、相手の国の紹介を聞いたり、質問をしたりするなどの双方向コミュニケーションをする。事前の準備なども含めて、子どもたちが外国の文化に触れ、楽しさとともに外国の生活や文化に興味を持てるようなプログラムを企画・運営する。	

中 学 校	
対 象 学 年	中学校1年生から3年生の希望者 30名程度
実 施 場 所	須坂市役所
実 施 期 間	2学期中の土日祝日(10月～12月中旬) 準備会等も含め最大4回
実 施 時 間	各回半日程度
生徒は英語話者と日常的なこと、身近なこと、興味関心のあること(食べ物やファッション、音	

楽その他、中学生の興味関心ニーズの高いもの)などについて、即興のやりとりとなる言語活動を行う。また、ビデオ通話や動画を活用し、バーチャルツアーのような形で互いに生活や流行を紹介しあい、会話を通して外国の暮らしや文化について理解が深まるようなプログラムを企画、運営する。

- (イ) オンライン交流実施中のトラブルへの対応・処理、相談
- (ウ) オンライン国際交流における必要な交流相手の手配・確保
- (エ) オンライン国際交流における交流相手の日程等調整・連絡
- (オ) オンライン交流におけるプログラムについての打合せ
- (カ) 事業実施に係る諸手続き等
- (キ) オンライン交流で使用する教材や事前学習用の教材の作成・参加者への配付
 なお、中学校の希望者応募受付並びに参加者の選考等については、須坂市教育委員会学校教育課が行う。

4. 委託期間

契約締結日から 2025 年3月 31 日(月)まで

5. 実施対象学級数及び児童数(2024 年4月 11 日現在)

(ア) 小学校

学校名	学級数	児童数
須坂小学校	1	35
小山小学校	2	60
森上小学校	2	44
日滝小学校	2	53
豊洲小学校	1	23
日野小学校	2	58
井上小学校	2	39
高甫小学校	1	22
旭ヶ丘小学校	1	36
仁礼小学校	1	32
豊丘小学校	1	9

6. 実施対象学校の使用機材、通信環境

須坂市が保有するパソコン(OS:WindowsOS)を利用し通信する。各パソコンは、学校の無線 Wi-fi または市役所の設備を用いてインターネットに接続する。ウェブカメラ・マイクはパソコンに付属しているもののほか、須坂市が用意したものを使用する。

円滑な授業実施のため、現地の通信環境については、インターネット回線等の各種インフラの安定性を確保すること。また、交流においては Google Meet を使用し、アカウントの準備・管理等は受託者が行うこと。

7. 契約上限額

小学校 1, 397, 000円	中学校 987, 000円	合計 2, 384, 000円
------------------	---------------	-----------------

(消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。)

8. 事業実施における留意事項

- (ア) 受託者は、小中学生対象のオンライン国際交流の実績があること。
- (イ) インターネットを介した事業となるため、各学校のネットワーク環境に対応したものであること。また、通信ソフト等のアカウントやライセンス取得等の管理をはじめとする授業を実施するための環境準備については、受託者の責任において行うこと。(通信ソフト等のアカウントやライセンス取得等の管理に係る費用は受託者の負担とする。)
- (ウ) 交流相手とのテスト通信を、実施前までに複数回実施し、安定した音声・画像で通信できることを確認すること。
- (エ) 実施日に、通信機器等の操作補助及び通信障害等の対応ができる従事者を各会場に2名以上派遣すること。
- (オ) 当日のプログラムについてあらかじめ学校および教育委員会と打合わせを行うこと。
- (カ) プログラムについて、各学校において適切な時期、内容を学校および教育委員会と打合せの上実施すること。また、その打合せ内容について交流先に正確に伝え、柔軟な対応・調整をすること。
- (キ) 小学校におけるオンライン国際交流の相手講師について、1クラスにおける必要な人数は学校によって異なるため、複数人の準備と対応ができること。
- (ク) オンライン国際交流での相手講師について、実施当日は海外に在住し、標準的な英語を話す講師とオンラインで結ぶこと。
- (ケ) 参加者が国際的な視点を身に付け、異文化理解を深められるような交流先及び内容とすること。
- (コ) 中学校においては土日祝日に実施するため、休日の対応を可能とすること。
- (サ) 須坂市教育委員会の求めに応じ、本事業に関連する説明会への同席・説明等の対応を行うこと。
- (シ) 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別に定める「個人情報取扱いに関する特記事項」を遵守し、その取扱いに万全の対策を講じ、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (ス) 受託者は、この委託業務に関して、関連する法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (セ) 不明な点については、市教育委員会と相談して、事業を実施すること。
- (ソ) 中学生の参加者数は、実施の一か月前までに決定する。
- (タ) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て須坂市教育委員会に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合は、その取扱いについては受託者により適切な処理を行うものとする。
- (チ) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならないが、日程調整などで現地の業者と連携を必要とする場合についてはこの限りではない。
- (ツ) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。
- (テ) 地震等の天変地異、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。その場合のキャンセル料等の条件を契約書に明記すること。
- (ト) この仕様書に定めのない事項については、受託者は須坂市教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。